

札幌市文化芸術振興助成金選考委員会要綱

(目的)

第1条 札幌市文化芸術振興助成金選考委員会（以下「委員会」という。）は、札幌市附属機関設置条例第2条第1項の規定に基づく附属機関（同条例別表2の「補助金、助成金等の交付対象者の選定に係る委員会」に該当）であり、この要綱は委員会の運営について定めるものとする。

(組織等)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から助成金交付対象者の選考に伴う事務が終了するまでとする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 助成金要綱に基づき申請のあった助成対象者について、札幌市文化芸術振興基金の目的に照らし、助成金を交付することの適否を審査すること。

(2) その他助成金の交付に関して必要な事項。

(委員長、副委員長)

第4条 委員会には、委員長1名を置き、必要に応じて副委員長1名を置くことができる。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民文化局文化部文化振興課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱改正は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱改正は、平成4年4月1日から施行する。

2 改正後の要綱は、平成4年度に限り、平成4年4月1日に改正が施行される前の札幌市文化交流振興助成金の支給に関する要綱の規定により受給申請を行ったものの選考についても適用する。

附 則

この要綱改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱改正は、平成28年4月1日から施行する。